

# ○パブリックコメント実施結果・意見・市の考え方・対応状況(案)

資料1-2

## 1 パブリックコメント実施結果

1	案件名	「彦根市子ども・若者プラン(第2期:令和2～6年度)」(素案)	
2	実施期間	令和2年1月21日(火)～2月20日(木)	
3	提出意見数	15件 (1人)	
4	対応結果(案)	(1)案の修正を行うもの	7 件
		(2)案の修正を行わないもの	8 件
5	対応状況	次表2のとおり	
6	結果の公表日(予定)	令和2年(2020年)3月31日頃	

## 2 パブリックコメントで提出された意見の概要および市の考え方・対応状況(案)

資料1-3

番号	素案頁	意見の概要	意見数	市の考え方	対応状況	関係所属
第1章 第2節 計画の位置づけ						
1	P3	<p>現総合計画については、昨年10月11日(金)開催の第1回彦根市総合計画審議会において、計画期間延長に伴う変更について審議され、10月18日(金)には、計画期間を1年延長することが適当である旨の答申がなされた。また、12月議会においても議案承認された。</p> <p>今回の彦根子ども・若者プラン(第2期:令和2~6年度)に「子どもの貧困対策計画」が策定されているが、現総合計画には、この「子どもの貧困対策計画」が入っていない。市の最上位計画である現計画(彦根市総合計画)とこのプラン整合が図られていない点をどう解釈すればよいのか。</p>	1	<p>「彦根市子どもの貧困対策計画」は、現行の「彦根市子ども・若者プラン」を補完し、その一部として策定したものです。</p> <p>現行および次期「彦根市子ども・若者プラン」は、「彦根市子どもの貧困対策計画」を含めたもので、現行の「彦根市総合計画」と方向性は合致しており、整合性は図られていると解釈しています。</p>	案を修正しない	子ども・若者課 企画課
第1章 第4節 本計画における「子ども・若者」の定義						
2	P4	<p>本計画における「子ども」は18歳未満、「若者」は39歳までと定義します。従来、ひきこもり支援対象は15~39歳とされ、40歳以上の支援は排除されてきている。しかし、40歳以上のひきこもりは全国に61万人以上とされており、P78「3. ひきこもりやニートなどへの支援」①「ひきこもりへの支援」においては、例外的に「若者」は39歳までの規定をはずして、40歳以上も該当すると改めていただけたらどうでしょうか。すなわち40歳以上のひきこもりもぜひとも支援の対象としていただきたいです。</p>	1	<p>本計画は、子ども・若者(概ね39歳まで)を対象とする計画です。</p> <p>本計画においては、概ね39歳までの子ども・若者に対するニート・ひきこもりの支援策や取組になります。</p> <p>40歳以上のニートやひきこもりの方に対しては、別の施策や計画で対応していくこととなります。</p>	案を修正しない	子ども・若者課
第2章 第4節 婚姻の状況 1.結婚の状況						
3	P12	彦根市が民間に委ねている婚活支援について記述はできないのか。	1	<p>婚活支援は、子ども・若者への支援の施策として、関係性はありますが、直接的な事業ではないことから記述しておりません。</p>	案を修正しない	企画課
第2章 第5節 保育幼児教育等の状況						
4	P19	<p>4.待機児童数 「保育所は4月より10月の待機児童が多い状況となっております。」</p> <p>なぜ10月に多くなるのか?も理由を明記すべきである。</p>	1	<p>「保育所は、4月以降も随時入所申込がありますので、4月より10月の待機児童数が多い状況となっております。」と修正します。</p>	案を修正する	幼児課

番号	素案頁	意見の概要	意見数	市の考え方	対応状況	関係所属
第2章 第10節 子どもの学習・学校教育の状況						
5	P27	「小学校、国語A」「小学校・国語B」「小学校算数A」「同B」「中学校・国語B」「中学校・算数A」「中学校・算数B」両者の違いの説明、P28「中学校・算数A」「中学校・算数B」は、「数学」ではないのですね？算数ですか？	1	注釈として「各教科とも A:主として「知識」に関する問題 B:主として「活用」に関する問題」という文言を追記します。 P28は「中学校・数学A」「中学校・数学B」に表記を修正します。	案を修正する  (P28は「中学校・数学A」「中学校・数学B」は修正済。)	学校教育課
6	P29	学校外とはどこのことなのか？例えば塾なのか？明記して欲しい。中地区公民館などでの学習支援などか？	1	「学校外」とは、自宅や塾など学校の授業以外での学習を指します。	案を修正しない	学校教育課
第2章 第13節 第1期計画における取組状況						
7	P53	表の(6)就学援助認定基準の拡大の項目において、達成率が「一」で達成状況が「□」の意味不明	1	ここでの達成率は、目標値と平成30年度実績値との関係で記載しており、具体的な数値が記載できなかったため、「一」と表記しました。また、記号については、現況値と実績値が同じであることから「□」(現況値と変わらず)と表記しております。	案を修正しない	子ども・若者課
8	P54	表の(23)地域資源を掘り起こし、育成する体制の整備で、達成率100%となっているが、具体的になにがどう整備されたのか注釈されたい。	1	注釈として「社会福祉協議会と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までをトータルにサポートする体制を指します」を記載します。	案を修正する (追記する)	子ども・若者課
第4章 施策の展開						
9	P64	多くの施策が見事に羅列されているが、果たして全て上手く実行されていくのか、これを検証するのが大事であり、実現性を厳しくチェックするのは、子ども・若者担当部署だけでは到底無理と思われる。どこがどうチェックするするのが重要だ。	1	施策を計画的に推進するため、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などの委員からなる「彦根市子ども・若者会議」において、毎年事業・取組の進捗状況の確認や評価をまいります。	案を修正しない	子ども・若者課

番号	素案頁	意見の概要	意見数	市の考え方	対応状況	関係所属
第4章 施策の展開						
10	P68	公民館使用料の値上げなどで使い辛くなっており、支援するとはなっていないのではないかと？生涯学習の拠点は誰にでも安価か無料で使用できることが基本と思います。予算上、弱い者にしわ寄せをすることはあってはならないことです。	1	本市の公民館使用料については、彦根市公民館の設置および管理に関する条例第10条において、原則無料としています。ただし、社会教育活動、社会福祉活動またはコミュニティ活動以外で使用する場合は使用料を納付いただくことになっています。そのため、広く市民の皆さんを対象とした社会教育活動等を実施される場合は、原則使用料は無料とさせていただいておりますので、今後とも本市における生涯学習の推進にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。	案を修正しない	生涯学習課
11	P78	「青少年立ち直り支援センター『あすくる彦根』」、「地域若者サポートステーション」「滋賀県地域若者サポートステーション(彦根サテライト)」について、どこにある施設か明記ください。 こういった施設がどこにあるのかを「マップ」で示していただければどうでしょうか。	1	巻末資料の用語解説に記載します。 マップについては記載しません。	案を修正する	子ども・若者課
第7章 計画の推進に向けて 第1節 市の推進体制						
12	P118	第1節で「計画の実施にあたっては子ども・若者課が中心となり、関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、」とありますが、「子ども・若者課」は各課からの進捗状況のとりまとめ(=全課からの報告を一覧表するだけの作業)をされるだけに終わるのが現状と思われます。全課の進捗率アップについてどういう風に担当課としてされていくのかを具体的に記入されるべきです。	1	「なお、関係各課の施策や事業については、「彦根市子ども・若者会議」において具体的な数値や事業内容について評価を受けることにより、目標値達成に向けて計画的に進めてまいります。」の一文を加えます。	案を修正する	子ども・若者課
13	P118	第2節で「PDCAで個別の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います」とありますが、全課で毎年、真剣にPDCAサイクルの見直しがされるのかが、気になります。その点をどう担保されるのか具体的に記入されるべきです。	1	同上	案を修正する	子ども・若者課
14	P118	第3節で「市民・事業所・関係機関・市との連携」で、協働を推進とありますが、「十分に連携を図りつつ計画を推進します。」のため具体的にどうしていくのかを記入されるべきです。また課題も列挙するべきです。	1	具体的な取組については、第4章で記載しているとおりです。	案を修正しない	子ども・若者課
その他						
15	P120	巻末に専門用語の解説を載せていただきたい	1	用語解説を巻末資料として掲載します。	案を修正する	子ども・若者課